

## 国立公園満喫プロジェクト 霧島錦江湾地域協議会 設置要綱

平成 28 年 9 月 8 日 施行  
平成 31 年 1 月 30 日 改訂  
令和 3 年 1 月 29 日 改訂  
令和 4 年 1 月 25 日 改訂  
令和 5 年 7 月 12 日 改訂

### (目的)

第 1 条 国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく国立公園満喫プロジェクトを霧島錦江湾国立公園において推進するための具体的なプログラム（以下「ステップアッププログラム」という。）を策定し、実施していくことを目的に、関係機関の相互の連携を図るため、霧島錦江湾地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第 2 条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 霧島錦江湾国立公園及びその関連地域における国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項
- (2) 「ステップアッププログラム」の策定及び実施に関する事項
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

### (構成員)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じアドバイザーを招集することができる。

### (会議)

第 4 条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 議事は、事務局において進行する。

### (地域部会)

第 5 条 霧島錦江湾国立公園の霧島地域、桜島・錦江湾奥地域及び指宿・佐多地域、並びにその関連地域における具体的な事項を検討するため、霧島地域部会、桜島・錦江湾奥地域部会及び指宿・佐多地域部会を設置する。

- 2 霧島地域部会では、次の事項について所掌する。

- (1) 「ステップアッププログラム」のうち霧島地域及びその関連地域に関する事項の検討
- (2) 「ステップアッププログラム」のうち霧島地域及びその関連地域に関する事項の推進

- 3 桜島・錦江湾奥地域部会では、次の事項について所掌する。

- (1) 「ステップアッププログラム」のうち桜島・錦江湾奥地域及びその関連地域に関する事項の検討
- (2) 「ステップアッププログラム」のうち桜島・錦江湾奥地域及びその関連地域に関する事項の推進

- 4 指宿・佐多地域部会では、次の事項について所掌する。

- (1) 「ステップアッププログラム」のうち指宿・佐多地域及びその関連地域に関する事項の検討

(2) 「ステップアッププログラム」のうち指宿・佐多地域及びその関連地域に関する事項の推進

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、宮崎県環境森林部、鹿児島県環境林務部及び九州地方環境事務所に置く。

第7条 各地域部会の事務局は、該当県及び九州地方環境事務所に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は各地域部会の事務局において定め、その他、協議会の運営に関し必要な事項は協議会の事務局において定める。

附 則 この要綱は、平成28年9月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年1月30日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

別表

国立公園満喫プロジェクト 霧島錦江湾地域協議会構成員

構成員		
国	九州農政局	農村振興部地方参事官
	九州森林管理局	計画保全部長
	九州地方整備局	企画部長
	九州運輸局	観光部長
	九州地方環境事務所	所長
県	宮崎県	環境森林部長 商工観光労働部長
	鹿児島県	環境林務部長 観光・文化スポーツ部長
市町	都城市	市長
	小林市	市長
	えびの市	市長
	高原町	町長
	鹿児島市	市長
	指宿市	市長
	垂水市	市長
	曾於市	市長
	霧島市	市長
	始良市	市長
	湧水町	町長
	南大隅町	町長
民間	(一社)九州観光機構	専務理事事業本部長
	(公財)宮崎県観光協会	専務理事
	(公社)鹿児島県観光連盟	専務理事
	鹿児島県旅行業協同組合	事務局長
	宮崎銀行	地方創生部長
	鹿児島銀行	地域支援部長